

副本

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事及び東京都水道局長

証拠説明書

平成17年4月20日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士	橋本 勇	
被告ら指定代理人	中村次良	
同	平野善彦	
同	貫井彩雲	
同	石澤泰彦	
同	前田康行	
被告東京都知事指定代理人	吉野正祺	
同	森田雅文	
同	細谷昌平	
同	井上學	

同	後 藤 謙	
同	熊 本 敬	
同	佐 藤 方 美	
同	大和田 隆	
同	大 坪 安	
同	舛 原 邦	
同	向 山 公	
被告東京都水道局長指定代理人	黒 沼	
同	奈 良 岡 裕	
同	藤 代 将	
同	佐々木 宏	

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨	
乙 5	利根川水系工事実施基本計画		写し	H7. 3. 30	建設大臣	ハッ場ダムが、河川管理者である建設大臣(当時)が定めた「利根川水系工事実施基本計画」に位置づけられているダムであること(21頁)。
乙 6	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(昭和51年総理府告示第19号)		写し	S51. 4. 16	内閣総理大臣	ハッ場ダムが、水資源開発促進法4条の規定に基づき内閣総理大臣(当時)が決定した「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」に位置づけられているダムであること(7頁)。
乙 7 の 1	名古屋地方裁判所平成10年(行ウ)第48号、平成10年(行ウ)第54号及び平成11年(行ウ)第30号事件判決		写し	H13. 3. 2	名古屋地方裁判所	名古屋地方裁判所平成13年3月2日判決が、「原因行為の違法が財務会計行為の違法につながる余地があるとしても、原因行為である非財務会計行為が国の行政機関や当該普通地方公共団体における行政組織上独立の権限を有する機関により、その権限に基づいてなされた行政処分その他の行為である場合には、一定の要件を満たした場合にのみ当該行為の効力を争うことを認めている抗告訴訟制度(行政事件訴訟法3条)に抵触することになるだけでなく、住民訴訟という枠の中で国の行政活動一般をも対象とすることになるものであって、住民訴訟の目的を著しく逸脱するものである。」と判示していること(13頁)。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙7の2	名古屋高等裁判所平成13年(行コ)第17号事件判決 写し	H14.2.28	名古屋高等裁判所	名古屋地方裁判所平成13年3月2日判決中の上記判示事項が、控訴審判決において維持されたこと。
乙7の3	最高裁判所平成14年(行ツ)第126号及び平成14年(行ヒ)第152号事件決定 写し	H15.3.18	最高裁判所第三小法廷	名古屋地方裁判所平成13年3月2日判決を維持した控訴審名古屋高等裁判所平成14年2月28日判決が、上告審決定において是認されていること。
乙8	新版地方財政法逐条解説(抜粋) 写し	H12.11.10	石原信雄及び二橋正弘	①(29頁から31頁) 地方財政法3条2項は、予算に収入を計上する場合の基本原則に関する規定であり、特に過大見積り(中でも空財源の計上)を戒めるものであって、支出に関する規定ではないこと。 ②(31頁から32頁) 本来歳出予算は執行機関に支払を可能ならしめ、かつ、支出の最高限度額として執行機関を拘束するものであって、支出額自体を定めるものではないことから、地方財政法4条1項は、当該予算の執行に当たっては、予算編成後の情勢の変化を勘案し、個々の経費の支出目的にしたがって、個々の具体的な事情に基づいて判断し、最も少ない額をもって目的を達するよう努めるべきことを

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
				<p>執行機関に義務付ける規定であること。</p> <p>③ (113頁から114頁) 従前の地方財政法8条においては、財産の交換、支払手段としての使用、適正な対価を得ない譲渡や貸し付けの禁止等に関する規定が第1項として置かれており、昭和38年の地方公共団体の財務会計制度に関する改正に際して、その規定が現行地方自治法237条2項に移された結果、従来の2項だけが残されて現行地方財政法8条となつたものであること。</p> <p>④ (113頁) 地方財政法8条における「その所有の目的に応じて最も効率的に」運用するというのは、その財産の用途に適応して最も効果あるごとく運用すべきことを意味するのであること。</p>

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙 9	利根川の東遷	写し	H10. 3	国土交通省 関東地方整備 局利根川上流 工事事務所 かつて利根川は、暴れ川として 関東平野中央部を数条に分か れ乱流しながら南下し、現在の 中川の支川である吉利根川の 川筋を通って隅田川を経由し、 東京湾に注いでいたが、江戸時 代、利根川による江戸への洪水 の襲来防止及び関東平野の經 済開発等を目的として、現在の 栗橋付近で流れを東に変更し、 銚子で海に注ぐよう付け替え る大規模な河川改修が行われ たこと。
乙 10	大利根百話 (抜粋)	写し	S62. 11. 24	建設省関東地 方建設局 ① 明治初期における利根川 における治水事業の概要 ② 明治中期以降から昭和初 期にかけての利根川におけ る治水事業の概要(明治27 年の利根川改修計画の策定 経緯、明治43年の大洪水後 の同改修計画の改訂経緯及 び同改修計画に基づく利根 川改修工事の実施状況) ③ 昭和24年2月に策定さ れた利根川改修改訂計画の 成立の経緯とその内容 ④ 昭和39年、河川法(新 法)制定の経緯 ⑤ 昭和24年に策定された 利根川改修改訂計画が、利根 川水系工事実施基本計画に 引き継がれたこと。

号証	標題 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証理由
乙11の1	利根川百年史 (抜粋)		S62.11.24	建設省関東 地方建設局	昭和22年のカスリーン台風の記録的豪雨により、1都5県(都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県)が激甚な被害に見舞われたこと。
乙11の2	報道写真集 カスリーン台風		H9.9.16	カスリーン台風写真集刊行委員会	同上
乙12	利根川水系工事実施基本計画		S40.4.28	建設大臣	昭和40年4月、河川法(新法)が施行されたことに伴い、昭和24年に策定された利根川改修改定計画は、利根川水系工事実施基本計画として引き継がれたこと。
乙13	利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書		H8.2.22	都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県	平成8年2月22日、八ッ場ダムに係る水源地域整備計画の事業の事業主体である群馬県並びに長野原町及び吾妻町と水源地域対策特別指揮法12条に基づき整備事業の経費の一部を負担する下流受益者である1都4県(東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県)との間で、整備事業に要する経費のうち、下流受益者が負担する経費の総額及びその負担割合に係る協定が締結されたこと。

号証	様 国 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
乙14	財団法人利根川・荒川水源地域対策基金寄附行為	写し	H13.2.16 国及び1都5県・(都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県)	昭和51年12月22日、ダム等の建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域の振興対策に必要な資金の貸付、交付等の援助及び調査を行うことにより、当該ダム等の建設促進、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の発展に資することを目的として、国及び1都5県(都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県)により、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金が設立されたこと。
乙15	利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書	写し	H2.8.1 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金及び1都4県(都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県)	平成2年8月1日、八ッ場ダム建設に係る基金事業に要する経費の負担について、1都4県(都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県)の間で協定が締結されたこと。

号 號	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
乙16の 1	八ッ場ダム 平成15年度 細目協定書	写し	H15.5.2	財団法人利根川・荒川水源地域対策基金及び1都4県(都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県) 各年度行われる基金事業については、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金は、「業務細則」に定められた事業の範囲内で作成した「事業計画書」及び「收支予算書」並びに「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」に基づき、毎年度、当該年度に係る事業の規模及び負担等について1都4県と「細目協定」を締結していること。
乙16の 2	八ッ場ダム 平成16年度 細目協定書	写し	H16.5.20	財団法人利根川・荒川水源地域対策基金及び1都4県(都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県) 同上